

平成19年度組織改正対照表

平成19年5月1日付（一部4月1日付） NO.1

【本庁】

現 在	改 正 案	改正内容等
<p>総務部（部長1、審議監1）</p> <p>知事室 行政企画課 総務企画監 県政情報課 法務室 人事課 人事企画監、給与厚生監 財政課</p> <p>税務課 <u>地方行政局</u> 地方行政企画監</p>	<p>総務部（部長1、審議監1）</p> <p>知事室 行政企画課 総務企画監 県政情報課 法務室 人事課 人事企画監、給与厚生監 財政課 <u>県有財産利活用推進室</u> 税務課 <u>市町村振興課</u> <u>市町村振興監</u> <u>総務事務センター（H19.4.1付）</u></p>	<p>※行政企画課で地方分権改革に一元的に対応するため、「道州制」を企画調整課から移管（「県政推進指針策定」、「政策協議運営」、「行政評価」の一部は政策企画課へ移管）。</p> <p>※県有財産の政策的活用を推進するため、県有財産利活用推進室を出納事務局から移管。</p> <p>※市町村合併事務の一段落に伴い、地方行政局を「市町村振興課」に改称。地方行政企画監を「市町村振興監」に改称（合併事務、権限移譲業務等を所掌）。「旧町村部対策」を観光・地域振興局へ移管。</p> <p>※総務系事務一元化推進のため、「総務事務センター」を設置。</p>
<p>企画振興部（部長1、審議監1）</p> <p><u>企画調整課</u> 総務企画監 国際交流室 県民活動支援室 文化スポーツ振興課 広報広聴課 統計調査課 IT推進課 観光・地域振興局 <u>観光・地域振興監</u> 景観自然室 総合交通対策課 パスポート室</p>	<p>企画振興部（部長1、審議監1）</p> <p><u>政策企画課</u> 総務企画監 国際交流室 県民活動支援室 文化スポーツ振興課 広報広聴課 統計調査課 IT推進課 観光・地域振興局 <u>旧町村部対策監</u> 景観自然室 総合交通対策課 パスポート室</p>	<p>※企画調整課の政策企画機能を充実強化するため、「県政推進指針策定」、「政策協議運営」、「行政評価」の一部を行政企画課から移管するとともに、「政策企画課」に改称（「道州制」は行政企画課へ移管）。</p> <p>※観光・地域振興局で一体的・効率的な地域づくりを推進するため、「旧町村部対策」を地方行政局から移管。</p>
<p>福祉保健部（部長1、審議監1（1））</p> <p>福祉保健企画課 総務企画監 <u>保護・監査指導室</u> 医務課 薬務室 健康対策課 国保医療室 <u>高齢者福祉課</u> <u>介護保険室</u> 少子化対策課 障害福祉課</p>	<p>福祉保健部（部長1、審議監1（1））</p> <p>福祉保健企画課 総務企画監 <u>地域福祉推進室</u> <u>監査指導室</u> 医務課 薬務室 健康対策課 国保医療室 <u>高齢者福祉課</u> 少子化対策課 障害福祉課</p>	<p>※地域の福祉基盤整備及び合併後の市町村支援を推進するため、「地域福祉推進室」を新設。</p> <p>※監査業務を専門的・統一的に実施するため、本庁の保護・監査指導室へ各課室・地方機関で実施している監査業務を集約するとともに、「監査指導室」に改称。</p> <p>※高齢者施策と介護保険施策を一体的に推進するため、介護保険室を高齢者福祉課へ統合。</p>
<p>生活環境部（部長1、審議監2、危機管理監1）</p> <p>生活環境企画課 総務企画監 ごみゼロおおいた推進室 県民生活・男女共同参画課 私学振興・青少年課 食品安全・衛生課 環境保全課 廃棄物対策課 産業廃棄物対策監 防災危機管理課 消防保安室 人権・同和対策課</p>	<p>生活環境部（部長1、審議監2、危機管理監1）</p> <p>生活環境企画課 総務企画監 ごみゼロおおいた推進室 県民生活・男女共同参画課 私学振興・青少年課 食品安全・衛生課 環境保全課 廃棄物対策課 産業廃棄物対策監 防災危機管理課 消防保安室 人権・同和対策課</p>	
<p>商工労働部（部長1、審議監1）</p> <p>商工労働企画課 総務企画監 経営金融支援室 工業振興課 産業企画監 産業技術開発室 商業・サービス業振興課 企業立地推進課 <u>労政能力開発課</u> <u>雇用・人材育成対策室</u></p>	<p>商工労働部（部長1、審議監1）</p> <p>商工労働企画課 総務企画監 経営金融支援室 工業振興課 産業企画監 産業技術開発室 商業・サービス業振興課 企業立地推進課 <u>労政福祉課</u> <u>雇用・人材育成課</u></p>	<p>（※自動車関連産業振興プログラムを強力に推進するため、工業振興課内に「自動車産業振興班」を新設。）</p> <p>※労政業務を集約的・効率的に実施するため、各振興局で対応していた労働相談業務等を本庁の労政能力開発課へ集約するとともに、「労政福祉課」に改称。</p> <p>※産業人材の育成確保のため、雇用・人材育成対策室の機能を充実強化し、「雇用・人材育成課」に再編。</p>

現 在	改 正 案	改正内容等
<p>農林水産部（部長 1、審議監 4）</p> <p>農林水産企画課 総務調整監 農地農振室 工事技術管理室 研究普及課 <u>農山漁村支援課</u> <u>担い手室</u> <u>団体指導課</u> <u>金融共済室</u> おおいたブランド推進課 <u>水田農業振興室</u> <u>園芸振興室</u> 畜産振興課 家畜衛生飼料室 <u>農村整備計画課</u> <u>農地整備室</u> <u>農村環境整備室</u> 林務管理課 林産振興室 森林保全課 森との共生推進室 森林整備室 漁業管理課 水産振興課 漁港漁村整備課</p>	<p>農林水産部（部長 1、審議監 3）</p> <p>農林水産企画課 総務調整監 農地農振室 工事技術管理室 <u>団体指導・金融課</u> 研究普及課 <u>農山漁村・担い手支援課</u> <u>集落・水田対策室</u> おおいたブランド推進課 園芸振興室 畜産振興課 家畜衛生飼料室 <u>農村整備計画課</u> <u>農村整備計画監</u> <u>農村基盤整備課</u> 林務管理課 林産振興室 森林保全課 森との共生推進室 森林整備室 漁業管理課 水産振興課 漁港漁村整備課</p>	<p>※団体統合及び調整業務をより効果的・効率的に推進するため団体指導課と金融共済室を統合し、「団体指導・金融課」を設置。</p> <p>※農業の担い手対策の総合窓口を集約・効率化するとともに、米政策改革及び品目横断的経営安定対策に重点的に対応するため、農山漁村支援課、担い手室及び水田農業振興室を「農山漁村・担い手支援課」及び「集落・水田対策室」に再編。</p> <p>※農業基盤整備をより効果的・効率的に実施するため、農村整備計画課、農地整備室及び農村環境整備室を「農村整備計画課」及び「農村基盤整備課」に再編し、他部や部内各課室との施策・事業調整を行うため「農村整備計画監」を設置。</p> <p>（※集団営林推進総合対策事業を推進するため「林業経営支援班」を林務管理課に設置。）</p>
<p>土木建築部（部長 1、審議監 2）</p> <p>土木建築企画課 総務調整監 建設政策課 企画調整監 工事検査室 用地対策課 道路課 道路整備促進室 河川課 防災調整監 水資源対策室 港湾課 港湾経営室 砂防課 都市計画課 公園・生活排水課 建築住宅課 公営住宅室 施設整備課 高速道対策局</p>	<p>土木建築部（部長 1、審議監 2）</p> <p>土木建築企画課 総務調整監 建設政策課 企画調整監 工事検査室 用地対策課 道路課 道路整備促進室 河川課 防災調整監 水資源対策室 港湾課 港湾経営室 砂防課 都市計画課 公園・生活排水課 建築住宅課 公営住宅室 施設整備課 高速道対策局</p>	<p>（※各課ごとに実施していた県有大規模施設の保全業務を集中化するため、施設整備課に「保全計画班」を新設。）</p>
<p>国民体育大会・障害者スポーツ大会局（局長 1、審議監 1）</p> <p>総務企画課 総務企画監 <u>全国障害者スポーツ大会室</u> 施設調整課 競技式典課 競技力向上対策課</p>	<p>国民体育大会・障害者スポーツ大会局（局長 1、審議監 1）</p> <p>総務企画課 総務企画監 <u>全国障害者スポーツ大会課</u> 施設調整課 競技式典課 競技力向上対策課</p>	<p>※平成 20 年度の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会開催に向け、体制を充実強化するとともに、全国障害者スポーツ大会室を課に昇格。</p>
<p>出納長</p> <p>出納事務局（局長 1）</p> <p>会計課 総務企画監 審査・指導室 用度管財課 <u>県有財産利活用推進室</u></p>	<p>会計管理者</p> <p>会計管理局（局長 1）</p> <p>会計課 総務企画監 審査・指導室 用度管財課</p>	<p>※地方自治法改正に対応して出納長制度を廃止し、「会計管理者」を新設する（時期は未定）とともに、「出納事務局」を「会計管理局」へ改称。</p> <p>※県有財産の政策的活用を推進するため、県有財産利活用推進室を総務部に移管。</p>

【地方機関】

<p>国民体育大会・障害者スポーツ大会局</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>国民体育大会・障害者スポーツ大会局</p> <p><u>おおいた国体益城事務所（H19.4.1付）</u></p>	<p>※クレー射撃競技の県外開催準備のため、県外事務所を熊本県益城町に新設。</p>
--	---	--

- 部局の増減 9 → 9
- 課（局、所、室）の増減 63 → 67（+4）
- 課内室の増減 34 → 28（△6） （計 97 課所室 → 95 課所室（△2））
- 地方機関の増減 70（支所 23） → 71（支所 23）（+1）